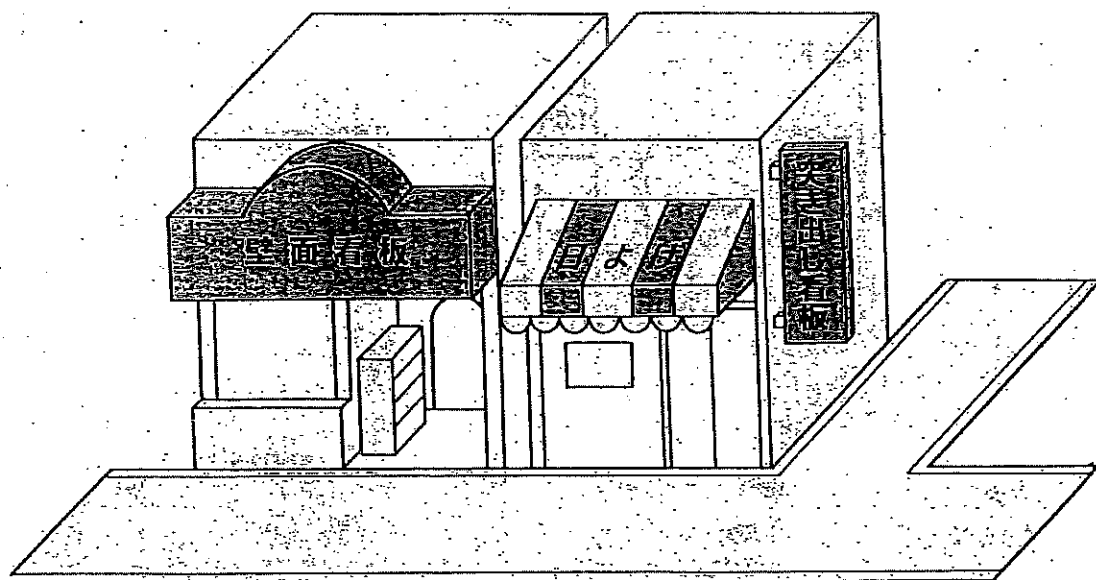


突き出し看板・日よけ雨よけは 道路占用許可が必要です



道路占用の許可を受けていますか？

道路はみんなのものであり、災害時の避難経路となります。個人が自分の営業などのために無断で道路を使用することはできません。

したがって、看板や日よけなどを道路にはみ出して設置する場合は、『道路法第32条』の規定により、道路交通上支障がない範囲で許可を受けなければなりません。

許可を受けずに看板や日よけなどを設置している場合は、道路法違反として処罰されることがありますので、速やかに道路占用許可の申請を行ってください。

次の許可も一緒に手続してください

看板や日よけの設置の際は区役所に『道路占用許可』を受けるとともに、道路交通法に基づき、警察署に『道路使用許可』を受けなければなりません。

詳しくは、所轄の警察署にお問合せください。

【道路占用許可の問合せ】

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区都市整備部土木管理課占用・監察担当
電話 03-5608-6283(直通)

【道路使用許可の問合せ】

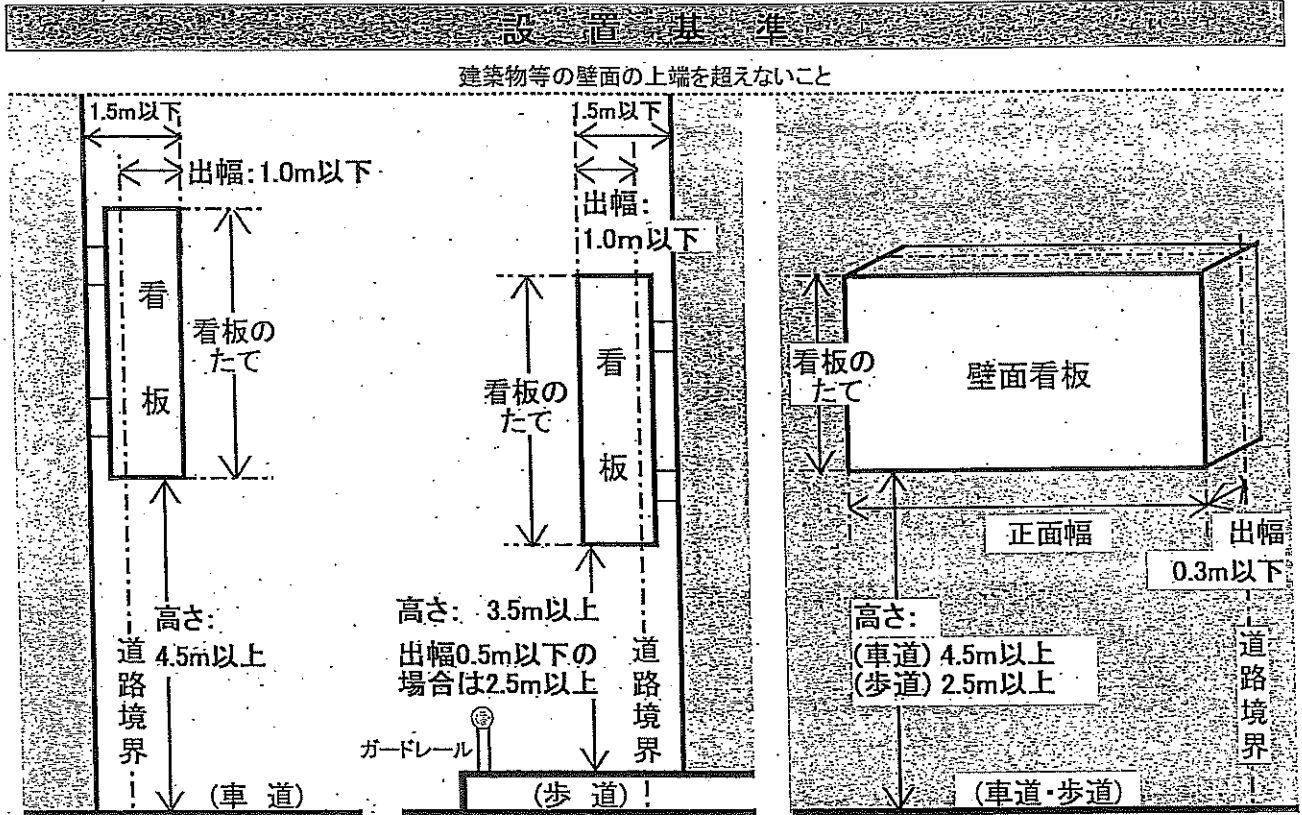
本所警察署 03-5637-0110
向島警察署 03-3616-0110
深川警察署 03-3641-0110

道路占用する物件の基準

突き出し看板の場合

・道路占用する看板は2つまでです。

設置基準

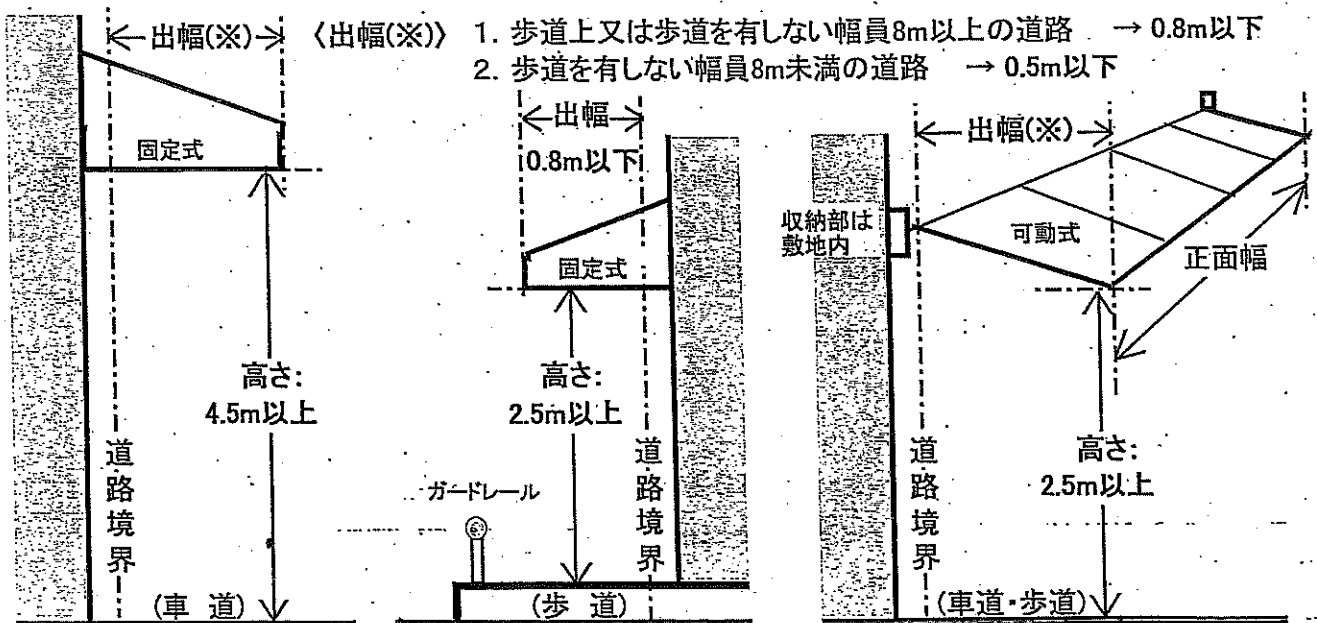


【注意】歩道は、歩行者用に車道との間が、縁石やガードレール等の工作物によって物理的に分離された部分であり、白線が引かれているだけの場合は歩道の扱いになりません。

日よけ雨よけの場合

固定式 日よけ雨よけの材質は不燃性にする。

可動式



道路占用料について

墨田区では、道路占用許可の際、次の計算方法にしたがって道路占用料を納めていただくことになっています。

減 免 措 置

突き出し看板、日よけ雨よけについては、減免申請書を提出していただくと、以下のとおり、減額されます。

また、突き出し看板で、表示面積が 2m^2 以下のものについては占用料が全額免除されます。

1 m^2 当たりの単価	突き出し看板	日よけ雨よけ
正規の占用料単価	24,600 円	17,300 円
減額後の占用料単価	12,300 円	8,650 円

(令和7年4月1日改定)

突き出し看板の占用料

◇ 占用料 = 単価 × 表示面積 × 占用期間

単 価: 減額後の単価

表示面積: 看板の表示部分の面積

〈両面看板〉 出幅(道路上に出ている表示部分) × 看板のたて × 1.5面

※ 片面の半分が免除され、1.5面として計算します。

〈三面看板〉 (出幅 × 看板のたて × 2面) + (正面幅 × 看板のたて × 1面)

〈壁面看板〉 正面幅 × 看板のたて

占用期間: 5年以内

日よけ雨よけの占用料

◇ 占用料 = 単価 × 占用面積 × 占用期間

単 価: 減額後の単価

占用面積: 出幅(道路上に出ている部分) × 正面幅

占用期間: 5年以内

占用料の支払いについて

- ・ 納入通知書を用いて、最寄りの金融機関でお支払いいただきます。
- ・ 占用期間を複数年で申請する場合は、単年分の占用料を毎年度納付していただきます。
- ・ 納付後に自身の御都合で看板や日よけを撤去した場合は、撤去日以降の占用料は返却できません。

道路占用(突き出し看板・日よけ)許可申請の流れ

1 下記の書類に必要事項を記入したうえで、土木管理課占用・監察担当(区役所10階)に来ていただき、申請手続きをします。

- ・道路占用許可申請書 1部(区役所提出用)
- ・占用料減免申請書 1部(区役所提出用)
- ・平面図 4部(区役所提出用2部、所轄警察署提出用2部)
- ・立面図 4部(区役所提出用2部、所轄警察署提出用2部)
- ・意匠図(構造図) 4部(区役所提出用2部、所轄警察署提出用2部)
- ・案内図 4部(区役所提出用2部、所轄警察署提出用2部)
- ・道路使用許可申請書 2部(所轄警察署提出用)
- ・委任状 1部(申請手続きを他人に委任する場合に必要)

2 区役所窓口で申請書類を審査し、設置基準を満たしている場合は、道路占用許可申請書2枚目の「道路占用許可申請内容書」をお渡しします。
その後、所轄警察署で、「道路占用許可申請内容書」の『所轄警察署の意見欄』に警察署の確認印を押印してもらうとともに、道路使用許可申請を行ってください。

3 『所轄警察署の意見欄』に確認印が押された「道路占用許可申請内容書」を、区役所に直接又は郵便で提出してください。

占用料がかかる物件の場合

占用料が全額免除の場合

4 後日、占用料の納入通知書を郵送します。
納付期限までに最寄りの金融機関で占用料のお支払いをお願いします。占用料が区役所に入金された後に「道路占用許可書」を発行します。
なお、お支払いした金融機関によっては区役所に入金されるまで時間がかかります。許可書の受領を急ぐ場合は、領収証書を区役所へFAXしてください。

5 許可書をお渡しする準備が整い次第、御連絡します。
連絡がありましたら、受け取りに来られる方の印鑑(認印)を御用意のうえ、区役所まで許可書を受け取りに来てください。道路占用許可申請の手続きは完了です。
また、占用期間満了後も引き続き看板や日よけを道路上に出す場合は、更新申請が必要になります。区役所から更新申請の御案内をしますので申請してください。